議案第１０１号の参考資料

一 般 職 給 与 改 定 案

１　一般職職員

期末・勤勉手当の支給割合

⑴　再任用職員以外の職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和３年度（現　行）	期末手当	１．２７５月	１．２７５月	２．５５月	４．４５月
	勤勉手当	０．９５月	０．９５月	１．９０月	
令和３年度（改定案）	期末手当	１．２７５月	１．１２５月	２．４０月	４．３０月
	勤勉手当	０．９５月	０．９５月	１．９０月	
令和４年度以降（改定案）	期末手当	１．２０月	１．２０月	２．４０月	４．３０月
	勤勉手当	０．９５月	０．９５月	１．９０月	

⑵　再任用職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和３年度（現　行）	期末手当	０．７２５月	０．７２５月	１．４５月	２．３５月
	勤勉手当	０．４５月	０．４５月	０．９０月	
令和３年度（改定案）	期末手当	０．７２５月	０．６２５月	１．３５月	２．２５月
	勤勉手当	０．４５月	０．４５月	０．９０月	
令和４年度以降（改定案）	期末手当	０．６７５月	０．６７５月	１．３５月	２．２５月
	勤勉手当	０．４５月	０．４５月	０．９０月	

備考　適用年月日は、令和３年１２月１日からとする。ただし、令和４年度以降の期末・勤勉手当については、令和４年４月１日からとする。

２　特定任期付職員

期末手当の支給割合

	６月期及び１２月期	総支給割合
令和３年度（現行）	１．６７５月	３．３５月
令和４年度以降（改定案）	１．６２５月	３．２５月

備考　適用年月日は、令和４年４月１日からとする。

３　会計年度任用職員

期末手当の支給割合

	６月期及び１２月期	総支給割合
令和３年度（現行）	１．２７５月	２．５５月
特例措置	０．９０月	１．８０月
令和４年度以降（改定案）	１．２０月	２．４０月

備考　適用年月日は、令和４年４月１日からとする。